

お知らせ

年末年始のごみ・し尿収集日程

●年末年始の収集日程

日	ごみの収集	内鍋センターへの持ち込み
27(日)	休み	休み
28(月)	燃えるごみ(市内全域)	午前中のみ
29(火)	燃えるごみ(市内全域)	午前中のみ
30(水)	燃えるごみ(市内全域)	持ち込みできません
31(木)～3日(日)は休み		
4(月)	通常どおり	

●ごみ収集業務
 ・年末12月30日(水)まで
 ・年始1月4日(月)から

※12月31日から1月3日の間は、収集は行いませんので、各地域の集積所にごみを出さないでください。
 ※内鍋清掃センターへの搬入は、通常、午前8時30分～正午、午後1時～4時

大掃除は早めに済ませましょう
 年末は、ごみの量が大幅に増えるため、内鍋清掃センターは大変な混雑が予想されますので、時間にゆとりを持ってきてください。

- ・通常収集している家庭ごみは原則持ち込めませんので、決められた日に各地区の集積所に出してください。
- ・枯葉や剪定クズで指定袋に入るものは、水気を切って「燃えるごみ」として出してください。
- ・家庭でできるごみの減量化(生ごみの水切り、分別によるごみの資源化、レジ袋を断つてマイバックを利用など)を実践し、ごみの減量化にご協力ください。
- ・内鍋清掃センターへ直接、持ち込みをする場合も、分別を徹底してください。

太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)について

太陽光発電設備は、固定資産税の課税の対象となる償却資産に該当する場合があります。次の表を参考に課税対象となるかを確認し、課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況の申告が必要です。ただし、償却資産

●設置者及び発電規模別の課税区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備(余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備(余剰売電)
個人(住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた設備※を設置して、発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、課税の対象	事業用資産とはならないため、課税の対象外
個人(事業用)	事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電、余剰売電であるかにかかわらず償却資産として課税の対象	
法人	発電出力量や全量売電、余剰売電であるかにかかわらず、償却資産として課税の対象	

※申告書には、マイナンバー(個人は12桁、法人は13桁)を記載してください。

は課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

平成28年度 保育所入所案内

平成28年4月から新たに保育所の入所を希望する方は、福祉課社会係で手続をしてください(現在、保育所に入所中の児童は、この手続は必要ありません)。

※各保育所では入所手続はできませんのでご注意ください。

保育所へ入所できる基準

- ・保護者が次のいずれかに該当する場合に、保育の必要性があると認定され、保育所等を利用することができます。
- ・就労により保育が困難であること
- ・妊娠中または出産後間もないこと
- ・病気または負傷し、あるいは障害があること
- ・病人等を常時介護していること
- ・震災、風水害等災害の復旧にあつていていること
- ・求職活動を継続的に行っていること
- ・各種学校に在学中または認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること

※福祉課で入所を希望する方へ「入所申込書一式」を配布し、記載要領及び必要書類の説明をします。

受付期間 1月5日(火)～29日(金)

- ・入所申込書及び必要書類を福祉課へ提出してください。
- ・保育所へ入所できる基準に該当する場合は、受付期間以降も受け付けます。
- ・入所を希望する保育所に希望者が多い場合は、希望する保育所へ入所できない場合があります。

問合せ 福祉課社会係 TEL 721111(内線135)

門松カードを販売中

門松カード販売は「緑の募金」活動の一環として行われ、益金は緑化の普及啓発活動などに活用されています。

金額 1組(2枚) 20円

販売期間 12月28日(月)まで

問合せ・販売 農政課耕地林務係 TEL 721111(内線314・315)

蜜蜂を飼育する方は届出が必要です

蜜蜂を飼育する全ての方は毎年1月末までに飼育届を提出する必要があります。採蜜

のために巣箱を動かす場合(転飼)は、転飼の2カ月前までに蜜蜂転飼許可の申請を行い、許可を受けてください。

また、衛生的に蜜蜂を飼育するため、巣箱は放置せず日頃から観察に努め、自主的にふそ病検査を受けましょう。

問合せ
 ・飼育届、転飼許可申請
 南薩地域振興局農政普及課畜産振興係 TEL 521344

・ふそ病検査
 南薩家畜保健衛生所防疫課 TEL 832156

かごしま就農・就業相談会を開催

農林水産業に興味のある方、農業法人等に就職したい方などの相談に応じます。

日時 1月16日(土) 午前10時～午後4時

会場 かごしま県民交流センター
 問合せ 農政課特産振興係 TEL 721111(内線332)

平成27年中に取り壊した家屋・未登記家屋の名義人変更及び相続人代表指定の届出について

平成27年中に家屋を取り壊された方や売買・相続等で未登記家屋の所有権の変更があった方は届出してください。法務局に登録されている家屋で、滅失や所有権移転登記の手続をされた方は、市役所への届出は必要ありません。新たに家屋を新築・増築された方には、家屋調査のお願いの通知を送付する予定です。1月末までに通知が届かない場合は、連絡をお願いします。また、相続義務者が死亡した場合には、相続

人代表者指定届の提出が必要です。

問合せ 税務課固定資産税係 TEL 721111(内線156)

結婚披露宴のお土産にかつお節パックはいかが?

さつま鯉節協会では、さつま鯉節普及事業として、新郎新婦が披露宴で招待者をお見送りする際、お土産として配布するかつお節パックの提供を行っています。希望者は、さつま鯉節協会までお申し込みください。

※市ホームページにも詳しい情報を掲載しています。

※申込書は市ホームページからダウンロードできます。

提供対象者
 ・枕崎市以外の結婚式場の場合
 合11新婦・新婦いづれかが枕崎市または指宿市の住民

募集

放送大学4月入学生
 平成28年度第1学期(4月入学)の学生を募集中です。放送大学は、テレビやラジオの放送

イベント

自然花まつりinきびくちや
 日時 12月23日(水・祝) 午前10時～午後3時
 場所 木口屋集落内(美山町)
 内容 餅つき、そば打ち、ミニ門松づくりなどの体験活動(有料)

問合せ NPO法人自然花 TEL 581888

消費生活メモ

高齢者でトラブル多発! IP電話に関する相談が増加しています

全国の消費生活センターに、IP電話(インターネット回線を利用する音声電話)に関するさまざまなトラブルの相談が寄せられています。特に70歳以上、次いで60歳代から

の相談が多く、その内容は「電話勧誘で利用料金が安くなると言われたのに安くならなかった」、「契約した覚えがないのに契約されていた」等の勧誘や契約に関するトラブルをはじめ、「これまで利用していたサービスが利用できなくなってしまった」等、契約した後のサービス利用に係るトラブルも寄せられています。

消費者へのアドバイス

・勧誘されてもすぐに事業者に戻事をせず、家族等と一緒に契約内容等を確認しましょう。また、必要がなければきっぱり断りましょう。

・価格だけでなく、自分の利用環境や目的に照らして必要性を十分に検討しましょう。

・通信事業者から届いた書面は中身

をきちんと確認しましょう

・常に十分なセキュリティ対策を講じる必要があるという認識を持ちましょう。

不安に思った場合には、最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活に関するトラブルのご相談は枕崎市消費生活センター(市役所内)まで。
 TEL 72-1111 内線329
 ※ 8:30～12:00、13:00～17:15

●市のホームページにも情報を掲載しています。
<http://www.city.makurazaki.kagoshima.jp/>